

## 子育て支援人材バンク運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子育て支援に理解のある者を登録し、児童福祉施設、子育て支援団体等が実施する子育て支援に係る事業に活用することにより、地域における子育て支援の充実を図り、子育てを支える地域づくりを推進するために設置する子育て支援人材バンク（以下「人材バンク」という。）の運営に関する事項を定めるものとする。

### (登録)

第2条 人材バンクに登録する者は、子育て支援に理解があり、地域において自主的かつ積極的に子育て支援活動を行うことができ、登録を希望する個人又は団体（5人以上で構成するものに限る。以下同じ。）とする。

### (登録の申込み)

第3条 人材バンクに登録しようとする者（以下「登録希望者」という。）は、人材バンク登録申込書（個人にあつては様式第1号、団体にあつては様式第1号の2）を子育て交流活動推進事業実施業務を受託した者（以下「受託者」という。）に提出するものとする。

- 2 未成年の者が人材バンクに登録しようとするときは、保護者の同意を得るものとする。
- 3 受託者は、子育て支援に係る講習を修了し、又は子育て支援に係る経験若しくは知識を有する登録希望者又はその他必要と認める者を人材バンクに登録するものとする。

### (登録内容の変更及び抹消)

第4条 人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、登録の内容に変更が生じたとき、又は登録を抹消しようとするときは、人材バンク登録変更・抹消届（個人にあつては様式第2号、団体にあつては様式第2号の2）を受託者に提出するものとする。

### (登録の削除)

第5条 受託者は、登録者が次のいずれかに該当する場合は、登録者名簿から削除することができる。

- (1) 人材バンク登録変更・抹消届の提出があつたとき。
- (2) 理由なく、1年以上連絡が取れなくなつたとき。

- (3) 第11条第2項に定める事項に違反したとき。
- (4) その他登録者として不適格と認められる事実が発生したとき。

(登録期間)

第6条 人材バンクの登録期間は、登録を完了した日から前条の規定により削除されるまでとする。

- 2 受託者は、年1回、登録者に人材バンクへの登録について継続の意思の有無、登録内容の確認等を行うものとする。

(活動)

第7条 登録者は、原則として本市において子育て支援活動を行う団体等(以下「依頼団体」という。)の求めに応じ、次に掲げる活動を行う。

- (1) 子育て講座での講師
- (2) 育児サークル、子育てサロン等への支援
- (3) 子どもの遊び相手
- (4) その他子育て支援に係る活動

- 2 受託者は、依頼団体の求めがあった場合において、登録者の派遣の調整を行う。

(講習)

第8条 受託者は、第3条第3項に規定する子育て支援に係る講習を行うものとする。

(謝礼)

第9条 第7条第1項の活動に対する謝礼は、登録者の希望により支払う。

- 2 登録者に支払う謝礼の額は、1回の活動につき、個人にあっては500円、団体にあっては3,000円とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、登録者の居住地以外の市又は町で活動する場合については、1回の活動につき、個人にあっては1,000円、団体にあっては、6,000円とする。
- 4 登録者に支払う謝礼の額は、1月につき、個人にあっては5,000円、団体にあっては、30,000円を上限とする。
- 5 登録者に支払う謝礼は、依頼者の在住する市又は町が負担する者を決めるものとする。

(保険)

第 10 条 受託者は、登録者が行う子育て支援活動に関し、ボランティア活動保険に加入し、その費用は、受託者が支払う。

(個人情報の保護)

第 11 条 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の個人情報の保護に関する法令を遵守するとともに、関係機関等が作成した個人情報の保護に関するガイドライン等に従うものとする。

2 登録者及び依頼団体は、子育て支援活動を通じて知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。登録者が名簿から削除された後も同様とする。

(留意事項)

第 12 条 登録者は、活動に当たり、依頼団体との間で取り決めた条件の不履行等により、双方が損害を被らないよう配慮しなければならない。

2 活動において、事故等が発生した場合は、当事者間の責任において誠意を持って解決に当たるものとし、市及び受託者は活動に関し、一切責任を負わないものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクの運営に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、平成 22 年 8 月 1 日以後の支援活動に係るものについて適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後の支援活動に係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。